

性的少数者に対する差別の解消と共生社会を実現するための法整備を求める意見書

我が国では、いまだ性的少数者（ＬＧＢＴ等）であることが否定的に捉えられ、日常生活や就職活動をはじめ、職場、学校などの社会生活において、差別的な取り扱いを受けることが少なからずあります。また、性的少数者は、周囲に悩みを相談しづらいことから、自殺リスクが高いことが指摘されておりますし、民間の調査では、我が国の人口の約８％が性的少数者であると報告されています。

海外においては、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的少数者であることを表明したとしても、差別的な取り扱いを受けることは少なく、その方が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会が、既に形成されている国も数多く見受けられます。

我が国においても、地方公共団体の中には、生活を共にする同性の二者に対して、婚姻関係と同等の関係にあると認める証明書を発行し、日常生活又は社会生活を営む上での不利益を解消しようとする取り組みを進めるところもあり、その取り組みが注目されているところでもあります。一人一人がそれぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合える社会を実現することは、一人一人がその個性と能力を十分に発揮することが出来る活力ある社会の形成にも寄与するものと言えます。

我が国がこのような社会の実現に取り組むことは、人権を尊重し、多様な生き方を認める世界的な潮流と積極的な調和を図る上で重要な意義を有しています。

よって、政府におかれては、性的少数者が日常生活又は社会生活において、差別的な取扱いを受けないための万全の措置を講ずるとともに、全ての人が暮らしやすい共生社会を実現するための環境整備に向けた新たな法整備を行われるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年３月２９日

撰 津 市 議 会